

## 2. 戸籍・住民登録

### 手続き① 世帯主が亡くなった

窓口・郵送

<b>手続き詳細</b> <b>【世帯主変更届】</b> 3人以上の世帯で、世帯主が亡くなった場合、手続きが必要です。	<b>申請者</b> 世帯員、委任状を持った代理人
	<b>問い合わせ先</b> 最寄りの区民事務所 ※P.50をご確認ください。
<b>必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 本人確認書類	<b>期 限</b> 14日以内

### 手続き② マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

窓口

<b>手続き詳細</b> 亡くなった方のカードは自動的に廃止されますので、返却は必要ありません。ただし、相続等の手続きでマイナンバーが必要になることがありますので、諸手続きが終わるまで保管し、必要がなくなりましたら、ご自身で裁断して処分してください。返却をご希望の場合は、最寄りの区民事務所にお持ちください。	<b>申請者</b> どなたでも可
	<b>問い合わせ先</b> 最寄りの区民事務所 ※P.50をご確認ください。
<b>必要なもの</b> なし	<b>期 限</b> 期限なし

MEMO

## 2. 戸籍・住民登録

### 手続き③ 練馬区で印鑑登録をしていた（印鑑登録証を持っていた）

窓口

<p>手続き詳細</p> <p>亡くなられた方の印鑑登録証は自動的に廃止されますので、返却は必要ありません。ご自身で裁断して処分してください。返却をご希望の場合は、最寄りの区民事務所にお持ちください。</p>	<p>申請者</p> <p>どなたでも可</p>
	<p>問い合わせ先</p> <p>最寄りの区民事務所 ※P.50をご確認ください。</p>
<p>必要なもの</p> <p>なし</p>	<p>期 限</p> <p>期限なし</p>

### 手続き④ 戸籍謄本（戸籍の証明書）が必要

窓口・郵送・オンライン

<p>手続き詳細</p> <p>これまでは本籍地への請求が必要でしたが、令和6年3月1日から本籍地以外の自治体への請求が可能となる広域交付を開始しました。本籍地が練馬区で、練馬区に死亡届を出された場合は、内容に問題がなければ、土日祝日を除き10日程度で死亡事項が戸籍に記載されます。本籍が練馬区外にある方は、本籍地において戸籍の記載が完了後であれば、練馬区への請求により戸籍を取得できます。</p>	<p>申請者</p> <p>配偶者または直系血族</p>
	<p>問い合わせ先</p> <p>戸籍住民課 戸籍第一係 ☎ 03-5984-4530 戸籍第二係 ☎ 03-3995-1105</p>
<p>必要なもの</p> <p><b>【窓口】</b>  <input type="checkbox"/> 本人確認書類  <input type="checkbox"/> 委任状                  （いずれも本籍地が練馬区の方と練馬区外の方で必要なものが異なるため、電話でお問い合わせください）  <b>【郵送】</b>                  郵送による請求は、本籍地が練馬区の方のみとなります。その他、請求方法などについては、電話でお問い合わせください。</p>	<p>期 限</p> <p>期限なし</p>

## 手続き⑤ 住民票（除票）の写しが必要

窓口・郵送・オンライン

<p><b>手続き詳細</b></p> <p>亡くなられた方の住民票（除票）の写しは、相続や年金の手続き等、請求が相当と認められる場合に限り、請求することができます。</p> <p>※亡くなられた方の住民票（除票）の写しには、マイナンバー（個人番号）および住民票コードを記載できません。</p>	<p><b>申請者</b></p> <p>相続人など、委任状を持った代理人</p> <p><b>問い合わせ先</b></p> <p><b>【窓口】</b> 最寄りの区民事務所 ※P.50をご確認ください。</p> <p><b>【郵送】</b> 戸籍住民課住民記録係 ☎ 03-5984-2796</p>
<p><b>必要なもの</b></p> <p><input type="checkbox"/> 本人確認書類</p> <p><input type="checkbox"/> 請求理由および請求権限を確認できる書類等</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>※詳細は、練馬区公式ホームページ「住民票の除票」をご確認ください。</p>	<p><b>期 限</b></p> <p>期限なし</p>

MEMO

### 3. 障害・福祉

チェックリスト

各種手続き

区役所以外で行う手続き

相続について

案内図

#### 手続き① 自立支援医療受給者証（精神通院）を持っていた

窓口

<b>手続き詳細</b> 有効期限が残っている場合は、受給者証を問い合わせ先までご返却ください。	<b>申請者</b> どなたでも可
	<b>問い合わせ先</b> 保健予防課 精神保健係 ☎ 03-5984-4764 または、 最寄りの保健相談所 ※P.50をご確認ください。
<b>必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証（精神通院）	<b>期 限</b> 期限なし

#### 手続き② 身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）の交付を受けていた

窓口

<b>手続き詳細</b> 手帳を問い合わせ先までご返却ください。	<b>申請者</b> どなたでも可
	<b>問い合わせ先</b> 管轄の総合福祉事務所 ※P.50をご確認ください。
<b>必要なもの</b> <input type="checkbox"/> 所持している手帳 <input type="checkbox"/> （お持ちの場合）各種受給者証	<b>期 限</b> 期限なし

MEMO

手続き③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていた

窓口

<p>手続き詳細</p> <p>手帳を問い合わせ先までご返却ください。</p>	<p>申請者</p> <p>どなたでも可</p>
	<p>問い合わせ先</p> <p>保健予防課 精神保健係 ☎ 03-5984-4764</p> <p>または、 最寄りの保健相談所 ※P.50をご確認ください。</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/>精神障害者保健福祉手帳</p>	<p>期 限</p> <p>期限なし</p>

手続き④ 障害者に係る手当などを受給していた

窓口・郵送

<p>手続き詳細</p> <p>死亡の届出などが必要になる場合があります。詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。</p>	<p>申請者</p> <p>親族</p>
	<p>問い合わせ先</p> <p>管轄の総合福祉事務所 ※P.50をご確認ください。</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/>振込先口座（同居親族）が確認できるもの ※手続きの内容によりその他必要な書類があります。</p>	<p>期 限</p> <p>特別障害者手当・障害児福祉手当を受給していた方…14日以内 それ以外の手当を受給していた方…速やかに</p>

### 3. 障害・福祉

#### 手続き⑤ 東京都心身障害者医療費助成（マル障）の受給者証を持っていた 窓口

<p><b>手続き詳細</b></p> <p>受給者証を問い合わせ先までご返却ください。 （死亡日まで医療受給者証を使用できます。）</p>	<p><b>申請者</b></p> <p>どなたでも可 ※還付請求がある方はご相談ください。</p> <p><b>問い合わせ先</b></p> <p>①身体障害者手帳、愛の手帳…管轄の総合福祉事務所 ※P.50をご確認ください。 ②精神障害者保健福祉手帳…保健予防課精神保健係 ☎ 03-5984-4764</p>
<p><b>必要なもの</b></p> <p>医療費の還付請求がある方は申請に必要な書類があります。</p> <p><input type="checkbox"/>マル障受給者証 <input type="checkbox"/>医療保険証 <input type="checkbox"/>医療費領収書 <input type="checkbox"/>委任状 <input type="checkbox"/>相続関係を示す書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相続人/相続財産管理人名義人口座</li> <li>・戸籍謄本、審判書等</li> </ul> <p>※詳しくはお問い合わせください。</p>	<p><b>期 限</b></p> <p>速やかに</p>

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

チェックリスト

各種手続き

区役所以外で行う手続き

相続について

案内図

手続き⑥

難病、BC肝炎、人工透析、小児慢性、育成医療、東京都  
大気汚染等の医療費助成制度の認定を受けていた

窓口・郵送

<p>手続き詳細</p> <p>受給者証を問い合わせ先までご返却ください。</p>	<p>申請者</p> <p>どなたでも可</p> <p>問い合わせ先</p> <p>保健予防課管理係 ☎ 03-5984-2484 または、 最寄りの保健相談所 ※P.50をご確認ください。</p>
<p>必要なもの</p> <p><input type="checkbox"/> 受給者証 <input type="checkbox"/> 医療券等</p>	<p>期 限</p> <p>期限なし</p>

MEMO

チェックリスト

各種手続き

区役所以外で行う手続き

相続について

案内図

### 3. 障害・福祉

チェックリスト

各種手続き

区役所以外で行う手続き

相続について

案内図

#### 手続き⑦ 被爆者健康手帳を持っていた

窓口・郵送

<p>手続き詳細</p> <p>手帳等を問い合わせ先までご返却ください。また、葬祭料を申請することができます。詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。</p>	<p>申請者</p> <p>どなたでも可</p> <hr/> <p>問い合わせ先</p> <p>保健予防課管理係 ☎ 03-5984-2484</p> <p>または、 豊玉保健相談所 石神井保健相談所 ※P.50をご確認ください。</p>
<p>必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/>被爆者健康手帳</li> <li><input type="checkbox"/>各種手当証書</li> <li><input type="checkbox"/>死亡診断書等（コピー）</li> <li><input type="checkbox"/>住民票の除票</li> <li><input type="checkbox"/>葬祭費用の領収書等（コピー）</li> </ul>	<p>期 限</p> <p>亡くなられた後、5年以内</p>

MEMO



手続き⑧ 福祉用具の貸し出しを受けていた（車いす・介護用ベッド）

窓口

手続き詳細	申請者
福祉用具を問い合わせ先までご返却ください。	親族や介護支援専門員
	問い合わせ先
	管轄の 地域包括支援センター
必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方が借りていた福祉用具	速やかに

手続き⑨ 紙おむつ等の支給を受けていた

窓口

手続き詳細	申請者
亡くなられた方により必要な手続きが異なりますので、詳しくは、問い合わせ先にご確認ください。	親族
	問い合わせ先
	管轄の総合福祉事務所 ※P.50をご確認ください。
必要なもの	期 限
お問い合わせください	速やかに

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....